

新旧対照表

## ○千葉県公有財産管理規則

	改正後	改正前
	千葉県公有財産管理規則 昭和四十四年十二月十五日 規則第九十九号	千葉県公有財産管理規則 昭和四十四年十二月十五日 規則第九十九号
	<p>(賃付料の算定)</p> <p>第三十条 普通財産の賃付料は、次の各号により算出した額を年額とする。ただし、第二十八条第二項第一号に掲げる普通財産の賃付料の額は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一に定める行政財産の使用料の額に相当する額とする。</p> <p>一 土地賃付料 賃付けに係る土地の時価の百分の四の割合に相当する額。 ただし、賃付期間が一月末満の場合又は駐車場その他の施設の利用に伴つて土地が使用される場合における賃付料については、当該額に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>2 二 略</p>	<p>(賃付料の算定)</p> <p>第三十条 普通財産の賃付料は、次の各号により算出した額を年額とする。ただし、第二十八条第二項第一号に掲げる普通財産の賃付料の額は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一に定める行政財産の使用料の額に相当する額とする。</p> <p>一 土地賃付料 賃付けに係る土地の時価の百分の四の割合に相当する額。 ただし、賃付期間が一月末満の賃付料については、当該額に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>2 二 略</p>

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。